

## 公立大学法人山梨県立大学将来構想検討委員会設置規程

(平成22年6月30日制定 法人第2751号)

### (目的及び設置)

第1条 公立大学法人山梨県立大学(以下「法人」という。)は、中長期的かつ総合的な展望に立った、次期中期計画期間の目標の基本となる将来構想を策定するため、公立大学法人山梨県立大学将来構想検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

### (審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討し、審議する。

- (1) 教育(社会人教育を含む。)
- (2) 研究
- (3) 社会との連携及び社会への貢献
- (4) 大学経営等

### (組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 理事長
- (2) 各学部長及び研究科長
- (3) 図書館長
- (4) 地域研究交流センター長
- (5) キャリアサポートセンター長
- (6) 保健センター長
- (7) 各学部から選出された准教授1人以上を含む教員各2人
- (8) 副理事長
- (9) 各理事
- (10) 事務局次長
- (11) その他理事長が必要と認める職員

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、理事長をもって充てる。

2 委員長は、委員会の会議を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を行う。

### (会議)

第5条 会議は、委員構成員の過半数の出席をもって成立する。

### (議事)

第6条 議事は、出席者(議長を除く。)の過半数をもって決し、可否同数のときは、

議長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 委員長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会に、専門又は特定の事項を審議するため、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、経営企画課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

この規程は、平成22年6月30日から施行する。